

大雨により住家に被害を受けた方への国および県の支援制度一覧

○＝条件なし適用 △＝条件あり適用 ×＝適用不可

		所得制限 (資力制限) の有無	被害の程度					
			全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	床上浸水
災害り災者見舞金		なし	○			×	○	
災害援護資金貸付金		あり	○			△※1		
賃貸型応急住宅の供与		あり	○	△※2		×	/	
住宅の応急修理 (部分修理)		あり	△※3	○			/	
住宅リフォーム推進事業 補助金(災害復旧)		なし	△※3	○		×	○	
不動産取得税の減免		なし	△※4				/	
生活 再 建 支 援 金 ※5	基礎支援金	なし	○	△※6			/	
	加算支援金	なし	○		△※6		/	

※1 家財が3分の1以上の損害を受けた場合は対象となる。

※2 住家が水害により流入した土砂や流木等により、住宅として利用できない場合は供与できることがある。

※3 修理することで居住が可能な場合、対象となることがある。

※4 取得後1年以内の住家が滅失・損壊した場合や、滅失・損壊した住家に代わる住家を取得した場合に対象となる
ことがある。

※5 令和5年7月14日からの大雨災害における生活再建支援金の支給は秋田市、五城目町、能代市の世帯のみ対象。

※6 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、住家の倒壊防止や居住するために必要な補修費等が著しく高額と
なるなど、やむを得ない理由によりその住宅を解体した場合は対象となる。